

Weekly コラム

平成 30 年 8 月 7 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

基礎控除引上げ・ 給与所得控除引下げに伴う 各種所得控除の改正

◆基礎控除・給与所得控除改正に伴って変更

平成 30 年税制改正の基礎控除は原則 10 万円の引上げ、給与所得控除は原則 10 万円の引下げに伴って、平成 32 年分所得税からは周辺の所得控除のルールが少しずつ変わっています。内容を見てみましょう。

●配偶者控除・扶養控除・配偶者特別控除
現行合計所得金額 38 万円以下の同一生計配偶者・親族は配偶者控除・扶養控除の対象でしたが、改正後は合計所得が 48 万円以下（給与収入換算では 103 万円以下で現行と変わらず）となります。

現行合計所得 38 万円超 123 万円以下の配偶者を有する方は、最大 38 万円の配偶者特別控除となっていたが、改正後は合計所得が 48 万円超 133 万円以下（給与収入換算では現行と変わらず）となります。

●家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

現行家内労働者等について、必要経費が 65 万円に満たないときは、65 万円を必要経費にできましたが、改正後はその額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円が変わらず）となります。

●青色申告特別控除(65 万円控除)

現行正規の簿記に従い記帳する等一定要件を満たす青色申告者に 65 万円の控除となっていますが、控除額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円が変わらず）となります。

◆青色申告特別控除はさらに追加で控除

列挙したものに関しては結局「今と変わらない結果になる」のですが、青色申告特別控除は従来の適用要件に加えて「e-Tax による申告(電子申告)」又は「電子帳簿保存」を行うと、引き続き 65 万円の控除が受けられるようになります。

「電子申告」は決算申告書・青色申告決算書等のデータを国税庁に送って申告するシステムです。今時の税理士事務所ならば大抵は対応していますし、国税庁の「確定申告書作成コーナー」でも電子申告可能です。「電子帳簿保存」は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を税務署に提出し承認を受ける必要があります。原則、年の途中の申請は認められませんが、平成 32 年に限っては年の途中の申請でも承認を受けてから 12/31 までの間を電子帳簿保存していれば 65 万円控除を受けられるとの事です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。